

労働災害防止のため経営トップが積極的な取組みを

愛知労働局長 たか さき しん いち 高 崎 真 一



第13次労働災害防止推進計画の初年度である本年の愛知県内における労働災害発生状況は平成30年9月末現在で休業4日以上¹の死傷災害は4527件²、内死者数は31人³となっており、2年連続で増加しています。このような中、年の瀬を迎える慌ただしさから来る作業優先の考えや安全衛生対策の不徹底から発生する労働災害を防止するため、以下の取組をお願いします。

1、全業種の事業場で取組む事項

- (1) 経営トップが安全衛生管理方針についての所信表明を行い、運動期間中に職場巡視を行うなど率先して積極的に取り組み、労働者の安全意識高揚のための啓発を実施。
- (2) 設備・機械等の危険源の性質ごとに安全衛生対策が適切に講じられているか、リスクアセスメント手法等を用い対策状況を確認し、より安全な対策への移行が図れないかを検討。
- (3) 「故障中」、「要修理」等の表示のまま放置された設備や、仮囲い、三角コーンやトラロップによる接近防止のための応急対策のまま、大きなリスクを放置しているような箇所への適切な恒久的な安全衛生対策の実施。
- (4) 職場で使用している化学物質について、譲渡者・提供者等から安全データシート(SDS)を入手し、そのSDS情報を利用した、ばく露防止等安全な取扱い方法や異常時の対処方法等の教育、保護具の点検などの安全衛生管理の実施。
- (5) 各労働者による安全衛生作業マニュアルの再読・再確認による安全作業手順の遵守。
- (6) 積雪・道路凍結等自然環境への対応として靴等の滑り止め、冬用タイヤへの換装、チェーン等の準備。
- (7) 転倒災害防止、腰痛予防対策の推進

2、業種毎で取組む事項

- ア、製造業、商業、通信業、社会福祉施設、接客娯楽業、ビルメンテナンス業
- 年末年始の繁忙対応のために採用されるパート、学生アルバイト等の未経験者などへの就業時における安全衛生に関する雇入れ時教育の確実な実施と、安全作業方法の教育訓練の実施等。
- イ、建設業
- 繁忙のため新規入場者教育が省略されることがないよう、業界として教育の徹底と、安全な作業床と昇降設備の確保を前提とする墜落防止対策の徹底。
- ウ、道路貨物運送業・陸上貨物取扱業
- 年末用品等の配送増加など繁忙が予想されることから、交通労働災害防止対策のためのガイドライン、荷役作業の安全対策ガイドライン等に基づく管理の徹底。

平成30年12月1日～31日 職場の年末安全衛生推進運動

● 推進スローガン 無災害 みんなで迎える 明るい新年

● 職場の年末安全衛生推進運動目標 論理的な安全衛生管理の推進・定着による労働災害の防止

災害が増加している業種等を 重点に災害防止対策を進める



名古屋北労働基準監督署長 三好 了

会員の皆様には、日頃より労働基準行政、とりわけ労働災害防止対策の推進にご理解とご協力をいただいております。厚く御礼申し上げます。

さて、第12次労働災害防止計画（以下、12次防）について、死亡災害及び死傷災害の減少目標を達成することができなかつたところ、平成30年度から新たに第13次労働災害防止計画（以下、13次防）がスタートしまし

た。12次防のように初年度から災害増加でスタートすることのないように、是非、13次防を災害減少からスタートさせたいとい

ろいろいろな機会にお話ししていたところですが、本年、災害増加に歯止めがかからない状況が続いています。

本年10月末の管内の労働災害発生状況をみますと、死亡災害は昨年と比較べ減少しているといつても、13次防の目標である「3人を下回る」を超える4人で、休業4日以上

要となっています。

これから年末の繁忙期に向かい、パートやアルバイトなど臨時に採用される労働者が増加することとも見込まれることから、これらの方が作業に慣れないことによる労働災害が発生することがないように、年末における災害防止対策の強化を図るために「平成30年度 職場の年末安全衛生推進運動」に基づく取組を行うこととしました。

当署におきましては、本推進運動の取組として、建設業労働災害防止協会名古屋北分会との合同パトロールの実施、個別指導等において「論理的な安全衛生管理の推進・定

着」のパンフレットでの効果的な対策、考え方の理解・定着を促進すること、災害が増加している業種等に重点的に災害防止対策に取組むこととし

ております。会員の皆様方には、次に掲げる実施要綱に沿って本推進運動に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成30年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱（主要部分）

- 1、推進スローガン
「無災害 みんなで迎える 明るい新年」
- 2、職場の年末安全衛生推進運動目標
論理的な安全衛生管理の推進・定着による労働災害の防止
- 3、平成30年度 職場の年末安全衛生推進運動実施期間
平成30年12月1日～平成30年12月31日
- 4、事業者の実施事項
(1)経営トップによる安全衛生への所信表明と職場巡視
(2)ポスター等の掲示に
よる意識啓発
(3)リスクアセスメントの手法による災害防止対策
○リスク対応が先送りされている応急箇所恒久的対策処置
○職場内で使用される化学物質の安全データシート（SDS）情報に基づく管理
(4)年末年始の学生アルバイト等新規採用者への雇い入れ時安全衛生教育の確実な実施
(5)転倒災害防止、腰痛予防対策等の推進